

独占禁止法における法的推論と経済分析

北海道大学法学部 中川晶比兒

はじめに

本日のトピックは3つ

1 法解釈の経験的基礎

(1) 法的三段論法

事例判断の蓄積が法解釈に結び付く

川濱昇「独禁法と経済学」(2002) 中川晶比兒「水平的協定における合理の原則と比較衡量(二)・完」(2004)

(2) 共同性における主要事実と間接事実(東芝ケミカル高裁)

情報交換・同一行動を主要事実(評価根拠事実)に格上げする説

伊藤眞「『他の事業者と共同して』(独占禁止法二条六項)の認定にかかる主張立証構造」(2013)

根拠: 手続保障、黙示の契約との比較

機能的意義: 法律問題に高める 実質的証拠法則から外す(特段の事情)

評価: どの経験則を使うべきかを裁判所が法律問題としてコントロールすることの意義(ただし公取委の過剰主張との関係に注意) 酒井紀子「独占禁止法の要件事実再考」(2013)

(3) 準主要事実: 証明責任の対象にはならないが、弁論主義の対象になる事実(主要事実と間接事実の中間の概念) ⇒ 合併規制の競争の実質的制限の判断はこれに近い

山本和彦「統合判断型一般条項と要件事実」(2009)

2 独禁法における事実認定: 反事実との比較

(1) 反事実の使われる局面 競争制限効果、市場画定、拘束の有無、損害額の算定

(2) 談合事件における損害額の認定

① 高裁の傾向

総合判断型: 民訴法 248 条を適用して総合判断(4~5%) ストーカ炉など

平均落札率一点型: 想定落札価格を平均落札率のみで特定 鋼橋上部工事など

② 損害額算定の考え方

"There cannot be single 'true' value of the harm suffered that could be determined, but only best estimates relying on assumptions and approximations." Practical Guide: Quantifying Harm in Actions for Damages Based on Breaches of Article 101 or 102 of the Treaty on the Functioning of the European Union [2013] para.17

③ どの手法を選ぶか(平均落札率かそれ以外か)

個別事情を考慮するか、談合以外の要因をコントロールするか、必要となるデータの数と経験則

④ 平均落札率の検討

前提: [落札者の費用/予定価格] [競争的利潤/落札者の費用] が当該物件と比較物件の平均値で近似

⑤ 民訴法 248 条の意味はどこにあるのか(最後の保険ではあるが)

(3) 競争制限効果: どの反事実を使うか

① 行為の前後で観察された事実を手がかり(行為者、競争者)

区分機類高裁 「そもそも原告ら二社は…区分機類の読取性能が比較されて発注見込台数に差が付けられるとの認識の下に技術開発競争を継続してきた経緯があること、等の…事実に徴すると、郵政省内示を受けなかった原告が当該物件の入札に参加しなかったという事実を郵政省内示を受けなかったという事実のみによって説明すること…は困難というべきであり、…このような意思の連絡なくして原告ら二社がたまたま結果的に同じ行動をとったものとは考え難い」

反事実として競争を推定可能か?

複数の反事実候補がある場合

Standard Oil Co. v. United States, 337 U.S. 293 (1949) 滝澤紗矢子『競争機会の確保をめぐる法構造』(2009 初出 2007)

(教室設例) 地域制限後に 再販売価格維持: 反事実「公正かつ自由な競争」か地域制限か

② 阻止された競争的努力が実現される(新規参入者)

立証を要する立場 Albion Water Ltd v Dŵr Cymru Cyfyngedig [2013] CAT 6 (立証不可能な反事実是不採用)

新規参入者が最も競争的なシナリオを採用する立場 Standard Oil (1949)

③ 反事実の特定不能(独占的状态) 土佐和生(2009): 根岸哲編『注釈独禁法』234 頁

3 独禁法における法解釈と法発展

(1) 解釈方法と情報量

① 文言の字義解釈 (例) 特に必要と認めるとき、拘束

② 立法史

③ 独禁法の全分野を通じた整合性・統一的解釈

いきあたりばったりな公取委実務への苛立ちか。しかし、整合性の過信は概念法学化のおそれ。

④ 外国法 ルールは書き写しても経験は再現できない

⑤ 先例 高裁判決の到達点を明らかにする仕事の重要性

⑥ 常識化されていない因果法則(経済分析)

(2) 法創造における経済分析の役割

① 経済分析をいつ使うか

常用説: 現実的な使用可能性とメリットがある限り、経済分析を使うべき

この見解の背景: Frederick Schauer, Can Bad Science Be Good Evidence? Neuroscience, Lie Detection, and Beyond (2010)

選択的利用説: 経済分析がより多くの要因を説得的に説明できる場合には使うべき。

消極説: 従来の分析が傾向的に誤っていることを科学的に立証しなければ経済分析は使うべきではない

② どの経済分析を使うか

経済理論と実証研究 合併と再販での違い

むすび

概念法学の帝国でもなく、経済学の衛星でもなく。